

介護労働者の労働環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっております。

厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしています。人材不足は地域の介護施策にも深刻な影響を与えるため、自治体としても看過できない問題となっております。

人材確保・離職防止の実質的な対策や安全・安心の介護体制の確立は国の責任で行うべきです。人材不足の解消・介護制度の充実を図るためには、介護報酬の引き上げが欠かせません。同時に報酬の引き上げに伴う負担を自治体や被保険者に負わせることも重要になります。介護労働者の勤務環境改善及び処遇改善を図り、介護制度の真の持続性を確保するために、以下の事項について国（長野県）に要望します。

1. 介護職員をはじめとする介護現場で働くすべての労働者の処遇改善策を講じ、賃金水準の引き上げを図ること。処遇改善の費用は国費で賄うこと。
2. 介護保険施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護職員1人に引き上げること。夜間の人員配置の要件を改善し、一人夜勤は解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣
長野県知事 あて

長野県飯山市議会議長 佐藤 正夫